

○農林水産省告示第五百八十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の四の項の規定に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号（アメリカ合衆国から発送されるサマーグラント種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグラント種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種及びレッドダイヤモンド種のネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月一日

農林水産大臣 大河原太一郎

一 中「及びレッドダイヤモンド種」を「レッドダイヤモンド種及びロイヤルジャイアント種」に改め、四の（中）「は、未包装のままで行うこととし。」を「で」に改める。

ページ	正
段	誤
行	誤
誤	正
正	

平成七年五月一日農林水産省告示第五百八十一号(アメリカ合衆国から発送されるサマーグラント種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグラント種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種及びレッドダイヤモンド種のネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)

(原稿誤り)

六三三	四	平成四年五月六日	昭和三十六年六月十七日	農林水産省告示第八百二十八号
七	八	メイグラント種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種	メイグラント種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種	